

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件六件 三三三
- 計量器の定期検査を実施する件 三三四
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 三三五
- 都市計画事業を認可した件 三三六
- 宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件 三三五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三三六
- 随意契約の相手方を決定した件五件 三三七

## 告 示

### 福島県告示第三百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ザ・ビッグ福島鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月十七日から同年六月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
西白河郡矢吹町	非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月二〇日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	矢吹町中央公民館
同 郡泉崎村		六月二二日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	泉崎村農村環境改善センター
同 郡中島村		同 午後一時から 午後二時まで	涯学習センター 輝ら里
同 郡西郷村		六月二六日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	西郷村役場
白河市 表郷、大信及び東の地域		六月二七日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	白河市表郷庁舎
同		同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	白河市東庁舎
右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月二八日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	白河市大信農村環境改善センター
		七月一日から七月二六日まで(土曜日、日曜日及び七月一五日を除く。) 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市（表郷、大信及び東の地域）、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村及び同郡矢吹町	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月二〇日まで（土曜日、日曜日、一〇月一四日及び一〇月四日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
田村郡小野町大字飯豊字中田九七、一八四の一
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

- 耶麻郡猪苗代町大字三郷字大平五九九三の三五、五九九三の甲ケ、五九九三の甲ケ一、五九九三の乙イ一、五九九三の乙イ三、五九九三の乙イ四、五九九三の六五、五九九三の乙リ、五九九三の乙ヌ、五九九三の乙ワ、五九九三の乙カ、五九九三の乙ヨ、五九九三の乙ヨ一、五九九三の乙ヨ三、五九九三の七四、五九九三の乙タ、五九九三の乙レ、五九九三の乙ツ一から五九九三の乙ツ四まで、五九九三の乙ツ六、五九九三の乙ツ七、五九九三の七九から五九九三の八一まで、五九九三の八六、五九九三の八九、字早坂五九〇八の乙ロ、五九〇八の乙ハ、五九〇八の乙ヘ、五九〇八の乙ト一、五九〇八の乙ト二、五九〇八の乙ト四から五九〇八の乙ト八まで、五九〇八の八八、五九〇八の八九、五九〇八の九一、五九〇八の九四

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字大平五九九三の三五、五九九三の甲ケ、五九九三の甲ケ一、五九九三の乙イ一、五九九三の乙イ三、五九九三の乙イ四、五九九三の六五、五九九三の乙リ、五九九三の乙ヌ、五九九三の乙ワ、五九九三の乙カ、五九九三の乙ヨ、五九九三の乙ヨ一、五九九三の乙ヨ三、五九九三の七四、五九九三の乙タ、五九九三の七九（次の図に示す部分に限る。）、字早坂五九〇八の乙ロ、五九〇八の乙ハ、五九〇八の乙ト一、五九〇八の乙ト二、五九〇八の八八、五九〇八の九一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称 喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 喜多方都市計画道路事業 三・四・四号 坂井四ツ谷線  
事業施行期間 平成二十五年五月十七日から平成三十一年三月三十一日まで  
事業地 収用の部分 喜多方市宇谷地田、宇沢ノ免及び宇御清水地内  
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第三百五十三号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

区域名	区 域	区域の範囲
桑折地区	伊達郡桑折町字新和町	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県東北建設事務所建築住宅課及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(建築指導課)

公 告

公告第三百三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 申請のあった年月日  
平成二十五年四月二十二日
- 名称  
特定非営利活動法人ほっとスペースR
- 代表者の氏名  
宗像 家子
- 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市安積町荒井字道場六
- 定款に記載された目的  
この法人は、学校や公的機関になじめないことと、その親に対して、民間の受け入れの居場所を提供するとともに親の悩みを軽減し子どもの自立支援を援助する事業、

児童自立生活援助事業(自立援助ホームの運営)を行い、こどもの健全育成を図るとともに社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第137号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年5月17日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
河川流域総合情報システムの保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
49,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

（土木総務課）

**公告第138号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（中間処理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年5月17日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥処分業務（中間処理） 3,040 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社クリーンテックサーマル 埼玉県深谷市折之口1985番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
60,900円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

**公告第139号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（中間処理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年5月17日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務（中間処理） 3,040 t



- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
有限会社水野運送店 福島県石川郡古殿町大字松川字前木112番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
9,975円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第140号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(中間処理)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年5月17日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務(中間処理) 4,820t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
52,500円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

**公告第141号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(コンポスト化)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年5月17日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び処分業務(コンポスト化) 2,080t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
18,900円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)